

令和元年度 和歌山県相談支援従事者現任研修実施要領

1. 研修の目的

本研修は、相談支援に従事している者が、障害者等の意向に基づく地域生活の実現に向けた支援に必要な保健、医療、福祉等のサービスの総合的な知識や適切な援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

2. 研修日程

令和元年 10月31日（木）講義

令和元年 11月26日（火）演習

令和元年 11月27日（水）演習 の3日間とする。

（詳細は別紙カリキュラムのとおり）

3. 定員 140名

4. 研修対象者

都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了した者。

ただし、過去に都道府県が実施した障害者ケアマネジメント従事者初任者研修を修了し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における前述の相談支援従事者初任者研修における必要な講義研修を受講した者を含む。

5. 開催会場

和歌山市北コミュニティセンター

〒640-8481 和歌山市直川 326 番地の 7 (TEL073-464-3031)

6. 受講申込書等の提出

希望者は、下記の必要書類を**令和元年8月23日（金）（消印有効）**までに、所属する事業所（団体）

を通じて送付先あて**郵送とメールにて**申し込んでください。

【提出必要書類】

<郵送するもの（令和元年8月23日消印有効）>

①令和元年度和歌山県相談支援従事者現任研修申込書（所属法人の押印必要）

②相談支援従事者初任者研修修了証書の写し

（過去に相談支援従事者現任研修を修了した者については、その修了証書の写し）

<メール送信するもの（令和元年8月23日必着）>

令和元年度和歌山県相談支援従事者現任研修申込書（所属法人の押印不要）

※データは必ずエクセルデータで送ってください

※ 申込み受付期間厳守。

提出書類不備の場合は受付できません。不備のないよう十分確認の上、提出してください。

※ 受講修了者には、修了証書を授与することとしているので、申込み内容については、楷書で記載し誤字・脱字のないように留意すること。

【申込書送付先（問い合わせ先）】

社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 本部

〒 649-2102 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2456-1
(TEL 0739-47-6640)

soudankenshu@wfj.or.jp

【申込受付期間】

令和元年8月5日（月）～8月23日（金）
（郵送分は消印有効、データは必着）

7. 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知する。

なお、申込者多数の場合は、相談支援専門員としての従事状況、地域バランス等を加味した上で決定するものとする。

8. 指定課題

受講者は、指定課題として相談支援事例等を提出すること。

※詳細については、演習ガイダンスにて説明を行う予定。

9. 修了証書

研修全日程（3日間）の受講により、修了証書を交付する。

※遅刻、欠席又は早退がある場合、指定課題の提出がない場合は修了証書を交付しません。

※また、著しく受講態度の悪い方（私語、居眠り等）についても修了とならない場合がありますのでご注意ください。

10. 経費等

研修会参加費は3,000円とする（初日の受付時に徴収）。

なお、研修会参加に伴う旅費及び宿泊費等については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む）が負担する。

11. 研修修了者名簿の市町村への提供について

和歌山県内における相談支援の基盤整備が円滑に進むよう、本研修修了者名簿を県内市町村に提供することを基本と考えているので、了承の上、申込みを行うこと。

12. その他

- ・研修期間中の宿泊先については、受講者が確保してください。
 - ・本研修は、今年度和歌山県より和歌山県福祉事業団が受託し開催します。
 - ・会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ乗り合わせて来場ください。
 - ・交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着するようにしてください。
 - ・研修当日、公共交通機関（電車等）で事故等が生じたことにより運行停止となる等の事情により、研修開始時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに和歌山県障害福祉課までそのことを連絡するとともに、その旨を会場係員に申し出てください。
- 公共交通機関の事故等による事情であることが証明できる書類（公共交通機関が発行する遅延

証明書等)の交付を受けてください。

※この場合以外の遅刻は認められません。

- ・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。
変更・中止につきましては、研修当日の午前7時以降に和歌山県福祉事業団ホームページでご確認ください。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

※受講生の中から演習のファシリテーターを選出する予定となっていますので、事前打合せ等御協力をお願いします。

※研修には体調を整え、万全の体制で臨んでください。

研修中は体調管理に十分注意し、体調が悪くなったときは、事務局に連絡してください。

※注意※

相談支援専門員の資格維持には、相談支援従事者初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」)の受講が義務付けられています。

平成18～25年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成18～30年度に現任研修を受講されていない方は、既に失効しています。

(例1) 平成18年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成19～23年度までに現任研修を受講されていない方は、資格が失効しています。

(例2) 平成26年度に相談支援従事者初任者研修を修了された方で、平成27～30年度までに現任研修を受講されていない方は、今年度中に現任研修を受講しない場合、相談支援専門員の資格が失効します。

失効した後に改めて相談支援専門員として事業に従事される場合は、再度、相談支援従事者初任者研修を受講していただく必要があります。

13. 個人情報の取扱い

- ・お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、県と和歌山県福祉事業団が共有します。
- ・お預かりした個人情報を基に名簿を作成(氏名、所属事業所名、生年月日、受講年度)し、修了者名簿として各市町村へ提供します。
- ・必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。